

木町邊、倉月郷小名安江郷共云ふ。と載せたり。按ずるに、安江はいにしへ庄名なり。蔭涼野季瓊日録に、長祿二年八月四日、加賀國和氣保金剛寺村内甕與三入道跡、嘉吉元年十月金剛院押領、同國安江庄内安江八郎左衛門入道跡、康正二年九月攝津守押領云々。と見ゆ、また同年十二月廿日加賀國倉月庄攝津掃部頭渡殘之事。徳雲院内實諸軒、加賀國安江庄内倉月郷攝津頭不渡之事云々。など見ゆたり。されば安江庄は安江家の家領なりしかど、後に攝津家の家領と成り、且倉月郷は安江の庄内なりし事知られけり。温故雜帖に載せたる烏丸殿と宛名せし判書に、加州家領云々、去年去々年兩年分、安江保并益富庄兩所共不及其沙汰候。言語道斷の次第共候云々。とあり。此の書簡は天文・天正の頃の書札ならんか。但し、家領とはあれど、いづれの家領なりけん、いまだ詳かならず。上安江村・下安江村の兩村とも、舊藩中郷庄分村名帳には、倉月の庄内とす。安江庄或は安江郷また安江保とも古書に載せたり。

○横安江町

此の町は、安江町の裏町なり。十二冊定書に載せたる、元

祿九年の本町肝煎裁許に、安江町・横安江町と見ゆ、また地子町肝煎裁許附にも、横安江町・東御坊町とありて、本町の横安江町と地子町の横安江町とあり。本町の横安江町は、今俗に目細小路と稱する町也といへり。地子地の横安江町は、表具屋小路と呼べり。但し今は裏安江町とす。

○目細針店

此の針店は、名高き店なりしゆゑ、此の町をば世人目細の小路と呼べり。其の家は横安江町の中程なる南側にて、其の鍛へ甚だ宜しき故に、世人目ぼその針と稱し、殊に賞美す。店先に、ほんけめぼそはり八郎兵衛の看板をかけたなり。右看板は、佐々木志津磨の筆跡なりといひ傳へたり。代々針屋八郎兵衛と稱し、今は苗字を目細とす。目ボソといふは、ミ、ボソの針といふを略稱せしもの也といへり。甚だ舊家なりしかど、昔より度々の火災に逢ひ、家の傳記書類都て傳來なきゆゑ、其の創業等の事詳かならず。傳説に、金澤草創以來の針店にて、凡そ三百年許連綿すと云傳へたり。尤昔は此の地邊に、針店は目細の針店のみなりしかど、近年に至り、此の町の入口角家を初め、東御坊町に彼是針

店を開きたり。故に不案内の里人など、彼の店共をば目ぼその針と心得、買求め行く人多しといへり。

○目細長壽人傳

金澤町會所留記に、安永五年二月百歳餘之者有之哉之旨、藩侯より御尋に付、金澤市中長壽之男女取調在之處、安江町針屋八右衛門養祖母せき、本年百壹歳に罷成。此外に金澤市中百歳以上之者無之。右せき儀は、石川郡鶴來村越前屋五郎兵衛と云ふ者の娘にて、延寶四年之冬出生、月日は覺無之よし。貳拾四・五歳の頃、金澤へ出、町方に奉公致し、三拾歳の頃高道町油屋仁兵衛せがれ半兵衛の妻と成、寶永七年四月三拾五歳にて男子出生。針屋甚兵衛是也。翌年女子出生。嶋屋仁兵衛妻是也。其後半兵衛家賣拂ひ、方々借宅致し居、せがれ甚兵衛は別家致し、木新保町に居。其頃安江町大桑屋權七の娘と縁組申合せ、寛保二年夫婦連にて針屋八郎兵衛方へ養子に罷越申旨。せき本年百一歳、せがれ針屋甚兵衛六十七歳、甚兵衛娘嶋屋甚兵衛妻そよ十六歳、甚兵衛婢養子針屋八右衛門三十七歳、八右衛門妻ふく三十二歳、二男針屋六郎兵衛二十六歳、三男針屋甚助

二十二歳、八右衛門長男八十歳、次男彌三吉四歳、一族悉く無異にて罷在之由、町奉行高島木工より藩侯へ言上せり。按ずるに、此の前後に百歳以上の長壽人多しといへども、其眷屬共存生して、一族繁榮せしものは甚だ稀なり。さて右長壽人せき、同年七月八日天然を以て没せりといへり。

○乘善寺上地町

元祿九年の本町肝煎裁許附に、安江町・横安江町・乘善寺上地町と載せたり。國事昌披問答に載せたる金澤町名にも、横安江町の次に乘善寺上地町を記載す。本町の町名中に載せれば、今日目細小路と稱する横安江町の町末ならんか。乘善寺は、三箇屋版の六用集に、東本願寺道場乘善寺鍛冶町とありて、横安江町より鍛冶町へ移轉し、其の寺跡をば町地となし、乘善寺上地町と呼びたるもの也。

○國初刑法場址

箕浦高良筆記に、利家卿の時、安江町能登屋の邊三味・張付場也とあり。或は云ふ。今云ふ升形の地は、舊藩國初の頃の刑法場なりといへり。按ずるに、加府事蹟實錄に、昔金